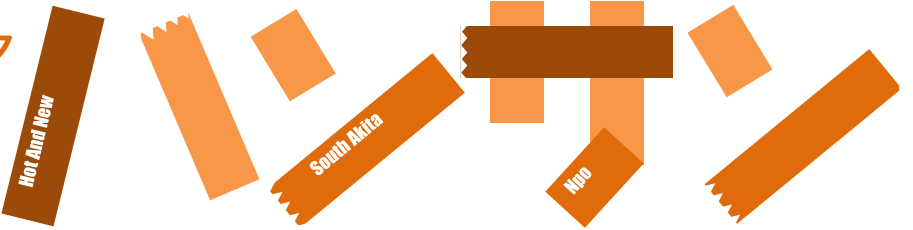


秋田県ボランティア NPO 活動ニュース

「県南版」

9

September 2021
Vol.161



- P2 ……あきたスギッチファンドからのお知らせ
「寄り添う市民活動」緊急サポートファンド採択事業決定
- P3~4 ……秋田県南NPOセンターからのお知らせ
 - ①消費税のインボイス制度を知ってください
 - ②秋田県SDGs推進方針が策定されました



【今月の表紙】「いんないMIRAI 農園収穫祭」

8月14日(土)、湯沢市院内地区で活動する団体(院内地域づくり協議会、NPO 法人おがちふるさと学校、いんない未来塾、院内児童クラブ保護者会)の交流事業として「いんない^{みらい}MIRAI農園収穫祭」が開催されました。昨年からの開墾作業を進めてきた畑に、今年5月に苗を植えて育ててきた野菜です。

新型コロナウイルス感染拡大防止のために当初の予定よりも規模を縮小しての開催でしたが、いろいろな世代が集まっての収穫はわいわい賑やかに行われ、地域の親交も深まりました。(八嶋英樹)



あきたスギッチファンドは、秋田県内で活動する市民活動団体を資金面から支援しています。

「寄り添う市民活動」緊急サポートファンド 採択団体が決定！

あきたスギッチファンドでは、このたび秋田県からの補助金を受けて、秋田県「寄り添う市民活動」緊急サポートファンドを設置しました。これは県内のNPO等が行う『新しい生活様式』に対応するための取り組みや「経済的・精神的に困窮する方への市民活動」など、地域課題の解決に向けた活動を対象に助成するものです。

審査会は令和3年9月1日(水)に行なわれ、今回は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、申請者のプレゼンテーションや選考委員による審議はスギッチファンド初のオンライン実施となりました。オンライン交流ツール「ZOOM」が使用され、団体は事務所や自宅等から参加して審査員に向けて事業の必要性を訴えました。



【採択団体（団体名／事業名）】

- 県南 ■保呂羽地区自治会／コロナ禍でも安心安全に暮らせる保呂羽の里づくり
 - (特活)光希屋(家)／「つながる」「つなぐ」「つながり続ける」伴走型支援の実践
- 県北 ■ケイロウくらぶ / 寝たきり予防講座
 - (特活)ハートランドひまわり／フードバンクひまわり整備事業
 - 幸せサポートいろどり／子供たちの感性を磨く親子の充実時間
- 県央 ■(特活)あきた結いネット／生活困窮者に届く情報発信・生活支援整備事業
 - 病児学習支援ボランティア人材バンク／病児療養児つながりサポート事業
 - (一社)フードバンクあきた／生活困窮者に対する寄り添い支援
 - (特活)秋田育さぼドリームエンジェル／remember『家族を繋ぐプロジェクト』秋田モデル
 - フードバンクで寄り添い支援実行委員会
 - ／「フードドライブ plus コミュニティ食堂」で寄り添い支援事業
 - (特活)蜘蛛の糸／コロナ禍に対応するための自殺予防地域連携モデルの構築



▲当日の様子

会場は公開とせず、少数のスタッフのみで対策を取って運営されました。

地域にはたくさんの課題があります。そんな地域の課題を解決しようと様々な活動をしている団体に対し、あきたスギッチファンドが助成金を交付しています。

一口1,000円から、皆さまのご寄付をお待ちしております。

▶寄付の方法は、あきたスギッチファンドのHPをご覧ください(右記QRコードを読み込むと便利です)



重要

秋田県のNPO関係者の皆様

消費税のインボイス制度を知ってください

令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入されます。NPOでも、条件に合致する法人・団体については対応が必要になります。まずは、ご自身の法人・団体について確認し、早めに必要な対策を検討してください。

インボイス制度とは

買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、売り手から交付を受けた「適格請求書」等の保存が必要になる制度です。詳細資料が秋田県HPにあります。ご覧ください。 <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/58637>



秋田県 58637



NPOへの影響について(想定される主な事柄を抜粋)

① 事業所(個人消費者以外)からの収入がある場合は、税務署に事前申請がある「適格請求書発行事業者」になるか検討が必要になります。特に免税事業者の場合、同時に課税事業者となる必要が生じます。

★ 懸念される点として、①免税事業者のままだと事業所との取引から排除される可能性が指摘されており、②消費税の申告・納税という新たな事務や費用の負担が発生する事が挙げられます。

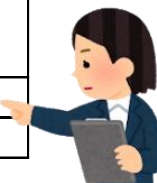
この検討・判断に時間がかかる(団体により事情が異なるため専門家への相談が不可欠)と思われれます。そのため早い段階での検討をお勧めしています。

② 一般課税方式で申告している場合、支払いに伴う適格請求書等が発行できない事業所との取引への対応をルール化しておく必要があります。(いままでに比べ納税額が上がるため)

③ 適格請求書発行事業者になると「交付した適格請求書の写しを保存する義務」があり団体内でのルール化が必要になります。

制度スタートまでのスケジュール

令和3年度	制度の把握、対応への検討
↓	「適格請求書発行事業者の登録申請書」の提出 団体内の対応ルール化を整備
令和5年3月31日	登録申請書の提出期限
令和5年10月1日	インボイス制度スタート/課税事業期間スタート



主な質問先

● 軽減・インボイスコールセンター

0120-205-553 / 9:00~17:00(土日祝除く)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/04-1.htm>

※サポセンでも質問を受け付けております

● 南部市民活動サポートセンター(県南地区)

南部:0182-33-7002

✉ ssc7002@luck.ocn.ne.jp



誰ひとり取り残さない社会を目指して 秋田県SDGs推進方針が策定されました

■ 改めてSDGsをおさらい

「^{エスディージーズ}SDGs」という言葉は聞いたことがあるけれど、何を指して言っているのか分からないという方も多いのではないのでしょうか。ところが、SDGsは世界中のすべての方に課せられている行動目標であり、共通言語。特に、市民活動やCSR活動等の担い手として地域社会に関わるみなさんは決して他人事ではいられません。2020年度からは小学校でも教えられています（中学校は'21年度、高校は'22年度より）。

SDGsは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。2015年9月に国連で開かれたサミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核としてSDGsが含まれており、2030年までに国際社会が取り組むべき共通目標（17のゴール、169のターゲット）とされました。

これを受け、日本政府では2016年よりSDGsの推進体制と戦略を構築。2019年には「SDGs全国フォーラム2019」で「SDGs日本モデル」宣言が秋田県を含む全国93自治体の賛同を得て発表されました。

その後、県では、2020年3月からスタートした「第2期あきた未来総合戦略」で県の戦略とSDGsとの関係性を整理。そして今夏7月、「秋田県SDGs推進方針」を策定しました。県は、NPO・企業などの多様な主体と県とがSDGsの理念・目標を共有し、連携・協働しながら「17のゴール」の達成に向けた取り組みを積極的に推進したいと謳っており、私たちNPOにとって長年の期待であった協働推進に力点が置かれそうです。

■ 秋田県SDGs推進方針 ※ポイントを抜粋しています

本方針では、多様な主体の取り組みが活発に展開されるよう、それぞれに期待される役割を示しています。

（1）県（①は市町村も同様）

- ①計画等策定・改訂時にSDGsの理念を据えて取り組みを推進。多様な主体の参加と協働を促す取り組みを展開。
- ②地方創生SDGsへの貢献事業者の登録制度を創設し、活性化を図る。課題解決により得られた収益を地域に再投資（地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環の形成）

（2）企業

- ①SDGsを本業に取り込むことが発展の基盤と認識し、コミュニティの一員として社会に参画し、ビジネスを通じた社会課題解決・付加価値の創造に貢献し、ESG（環境・社会・ガバナンス）に配慮した経営の推進に期待。
- ②県登録制度等による取り組みの「見える化」、金融機関の融資機会拡大、マッチング機会拡大などが期待される。

（3）NPO・団体

自律的・組織的に幅広い活動を活発に行うことでSDGsを推進するほか、県・市町村・企業・個人等の取り組みを支援したり専門的情報を県民に分かりやすく伝達し、各主体間の情報の橋渡しをしたりすること等に期待。

（4）教育・研究機関

科学的知見・データの共有、政策分析、技術開発、次世代の育成、SDGs学習等の推進などが期待される。

（5）県民

環境配慮や環境負荷の低減等、持続可能なライフスタイルに転換を。生活を良いものするための行動に期待。

秋田県ボランティア・NPO活動ニュース県南版

ハンサン

2021年9月10日発行
9月号 VOL.161

発行：秋田県あきた未来創造部地域づくり推進課

〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1 TEL.018-860-1245

編集：特定非営利活動法人秋田県南NPOセンター（南部市民活動サポートセンター）

〒013-0046 横手市神明町1-9

TEL.0182-33-7002 FAX.0182-33-7038

南部市民活動サポートセンター

【相談受付】月・火・水・金 9:00~18:00
土・日 9:00~17:00

【休館日】木曜日・年末年始（12/29~1/3）

〒013-0046 横手市神明1-9

TEL.0182-33-7002 FAX.0182-33-7038

E-mail:ssc7002@luck.ocn.ne.jp

http://www.akita-kenmin.jp/



編集スタッフの
つぶやき VOL.03

NPO相談員
今 拓也

うだるような暑さも落ち着き、肌寒い日も出てきました。県内でもコロナ感染が急拡大しており、「あきたスギツプアンド審査会」が急遽オンライン開催となりました。全ての申請団体がオンラインでのプレゼンに対応している様子を見て、市民活動団体の底力を見た想いでした。

今月号の3ページでは「消費税のインボイス制度」について紹介しました。一見NPOには関係がないと思われがちですが、対応が必要になることもあるため当センターまでお気軽にご連絡ください。一緒に対応方法を検討しましょう！